

福岡県公報

平成19年6月29日
第2696号

目次

告示(第1275号 - 第1288号)

県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課) 1
市の換地計画の適否決定	(農地計画課) 2
県営土地改良事業の工事の完了	(農地計画課) 2
公共測量の実施	(土木管理課) 2
公共測量の終了	(土木管理課) 2
公共測量の終了	(土木管理課) 2
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 3
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 3
県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課) 3
県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課) 3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 4
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 4
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 4
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(治山課) 4
海区漁業調整委員会		
アサリの採捕の制限	(漁政課) 5
雑報		
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課) 5
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課) 6
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課) 6

○西日本宝くじの発売条件等	(財政課) 7
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課) 7
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課) 8
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課) 8
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課) 9
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課)10
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課)10
○西日本宝くじの発売条件等	(財政課)11
○西日本宝くじの発売	(財政課)11
○西日本宝くじの発売	(財政課)12
○西日本宝くじの発売	(財政課)12
○西日本宝くじの発売	(財政課)12
○西日本宝くじの発売	(財政課)13
○西日本宝くじの発売	(財政課)13
○西日本宝くじの発売	(財政課)13
○西日本宝くじの発売	(財政課)14
○西日本宝くじの発売	(財政課)14
○西日本宝くじの発売	(財政課)14
○西日本宝くじの発売	(財政課)15
○西日本宝くじの発売	(財政課)15
○西日本宝くじの発売	(財政課)15

告示

福岡県告示第1275号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年6月29日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営松田地区土地改良（区画整理） 事業変更計画書の写し	平成19年6月29日から 平成19年7月30日まで	みやこ町役場

福岡県告示第1276号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定に基づき、市町村の換地計画を平成19年6月19日付けで適当であると決定したので、同法第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年6月29日

福岡県知事 麻生 渡

市町村名	換地計画に係る地域名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
行橋市	行橋市大字長井 （長井第二地区）	換地計画書の写し	平成19年6月29日から 平成19年7月30日まで	行橋市役所

福岡県告示第1277号

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により次のように公告する。

平成19年6月29日

福岡県知事 麻生 渡

県営土地改良事業の名称	工事を完了した時期
農業用排水施設整備事業（矢部川左岸上流地区）	平成19年2月28日

福岡県告示第1278号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、豊前市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年6月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（2級・3級・4級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
豊前市大字赤熊及び大字吉木の各一部地域	平成19年6月18日から 平成19年12月21日まで

福岡県告示第1279号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年6月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市八幡西区浅川日の峯一丁目	平成19年5月29日

福岡県告示第1280号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年6月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類

公共測量（1級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市一円	平成19年3月30日

福岡県告示第1281号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年6月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

久留米市草野町吉木字長岩2730の14、2730の15

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第1282号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年6月29日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

朝倉郡東峰村大字宝珠山字栗林2730、2780

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1283号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年6月29日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営沓尾・長井地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成19年6月29日から 平成19年7月30日まで	行橋市役所

福岡県告示第1284号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年6月29日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営唐原地区土地改良（区画整理）事業変更計画書の写し	平成19年6月29日から 平成19年7月30日まで	上毛町役場

福岡県告示第1285号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年6月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡久山町大字久原字清水2594番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡篠栗町大字篠栗4856番地1
株式会社 ハーモニー 代表取締役 阿部 秀明

福岡県告示第1286号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年6月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
八女郡黒木町大字北木屋字馬渡2425（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林

務部治山課及び黒木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1287号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年6月29日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
宮若市三ヶ畑字藤ヶ尾1267、1268の1、1268の2、1293、1294の1、1294の3、1306、1314の1から1314の3まで、1316、1322の1、1322の2、1328、1341、字緑山口1342の1、1342の2、1343の1、1343の2、1367の1、1367の2、1368の1、1368の2、1372の1、1373の1、1374、1375の1、1375の2、1381の1、1381の2、1401、1407、1435、1438から1440まで、字古屋敷1541、1542の1から1542の4まで
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1288号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30

条の規定により次のように告示する。

平成19年6月29日

福岡県知事 麻 生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年3月4日農林水産省告示第420号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法 変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を水産林務部治山課及び香春町役場に備
え置いて縦覧に供する。)

海区漁業調整委員会

筑前海区漁業調整委員会指示第129号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、福岡湾内におけるアサリの乱獲を防止し、アサリの資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

平成19年6月29日

筑前海区漁業調整委員会
会 長 大 内 康 敬

- 指示の適用海域
福岡市東区西戸崎東端と福岡市西区小戸妙見岬を結んだ直線と陸岸によって囲まれた福岡湾東部海域。
- じょれんの制限
アサリを採捕するじょれんは、間口35センチメートル以上のものを使用してはならない。
- 指示期間
平成19年7月15日から平成22年7月14日まで

雑 報

西日本宝くじ事務協議会告示第12号

当せん金付証票法(昭和23年法律第144号)第7条第1項の規定に基づき、第1846回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻 生 渡

- 名 称 第1846回西日本宝くじ
- 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 発売総額及び通数 600,000,000円
300万通
- 証 票 金 額 1枚 200円
- 発 売 期 間 平成19年7月4日から
平成19年7月17日まで
- 当せん金支払開始日 平成19年7月4日
- 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	500,000円	12本
2 等	100,000円	18本
3 等	10,000円	120本
4 等	5,000円	3,000本
5 等	2,000円	90,420本
6 等	200円	300,000本

8 注 意 事 項

- 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこ

これらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第13号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1847回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1847回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
10万通 30組
- 4 証 票 金 額 1枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成19年7月12日から
平成19年7月18日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成19年7月20日
- 7 当せん金支払開始日 平成19年7月25日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	15,000,000円	2本
1等の前後賞	2,500,000円	4本
1等の組違い賞	50,000円	58本
2 等	300,000円	30本
3 等	50,000円	90本

4 等	10,000円	900本
5 等	1,000円	30,000本
6 等	100円	300,000本

9 注 意 事 項

(1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。

(2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第14号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1848回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1848回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 700,000,000円
350万通
- 4 証 票 金 額 1枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成19年7月18日から
平成19年7月31日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成19年7月18日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	1,000,000円	14本

2	等	100,000円	112本
3	等	10,000円	658本
4	等	5,000円	1,190本
5	等	3,000円	1,190本
6	等	2,000円	24,220本
7	等	1,000円	78,680本
8	等	200円	700,000本

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第15号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1849回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1849回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成19年7月26日から
平成19年8月1日まで

6 抽 せ ん 日 平成19年8月3日

7 当せん金支払開始日 平成19年8月8日

8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	10,000,000円	1本
1 等 の 前 後 賞	1,000,000円	2本
1 等 の 組 違 い 賞	50,000円	24本
2 等	5,000,000円	2本
3 等	100,000円	75本
4 等	10,000円	2,500本
5 等	1,000円	25,000本
6 等	100円	250,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第16号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1850回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1850回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5

- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成19年8月1日から
平成19年8月7日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成19年8月1日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	500,000円	9本
2等	30,000円	12本
3等	10,000円	102本
4等	5,000円	1,188本
5等	1,000円	30,000本
6等	500円	120,000本
7等	200円	150,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第17号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1851回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名称 第1851回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 900,000,000円
10万通 45組
- 4 証票金額 1枚 200円
- 5 発売期間 平成19年8月16日から
平成19年8月29日まで
- 6 抽せん日 平成19年8月31日
- 7 当せん金支払開始日 平成19年9月5日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	80,000,000円	1本
1等の前後賞	10,000,000円	2本
1等の組違い賞	100,000円	44本
2等	1,000,000円	45本
3等	50,000円	1,350本
4等	1,000円	45,000本
5等	200円	450,000本
夏・キラキラ賞	10,000円	4,500本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第18号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1852回

西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1852回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 400,000,000円
10万通 40組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成19年8月23日から
平成19年9月5日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成19年9月7日
- 7 当せん金支払開始日 平成19年9月12日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	10,000,000円	3本
1等の前後賞	500,000円	6本
1等の組違い賞	50,000円	117本
2 等	1,000,000円	8本
3 等	100,000円	40本
4 等	10,000円	4,000本
5 等	1,000円	40,000本
6 等	100円	400,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができ

ない。

- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第19号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1853回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1853回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及び所在地 東京都千代田区内幸町1-1-5
- 3 発売総額及び通数 300,000,000円
150万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成19年9月5日から
平成19年9月11日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成19年9月5日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当せん金額	当せんの数
1 等	1,000,000円	6本
2 等	100,000円	102本
3 等	30,000円	279本
4 等	5,000円	3,000本
5 等	3,000円	3,000本
6 等	2,000円	18,000本
7 等	1,000円	18,000本

8	等	200円	150,000本
---	---	------	----------

8 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第20号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1854回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1854回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 250,000,000円
10万通 25組
- 4 証 票 金 額 1 枚 100円
- 5 発 売 期 間 平成19年9月13日から
平成19年9月19日まで
- 6 抽 せ ん 日 平成19年9月21日
- 7 当せん金支払開始日 平成19年9月26日
- 8 当せん金の額及び当せんの数

等 級	当 せ ん 金 額	当 せ ん の 数
1 等	20,000,000円	2本
1 等 の 前 後 賞	2,500,000円	4本

1 等の組違い賞	50,000円	48本
2 等	500,000円	4本
3 等	10,000円	250本
4 等	1,000円	25,000本
5 等	100円	250,000本

9 注 意 事 項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第21号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1855回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- 1 名 称 第1855回西日本宝くじ
- 2 受託銀行等の名称 株式会社みずほ銀行
及 び 所 在 地 東京都千代田区内幸町1 - 1 - 5
- 3 発売総額及び通数 500,000,000円
250万通
- 4 証 票 金 額 1 枚 200円
- 5 発 売 期 間 平成19年9月19日から
平成19年10月2日まで
- 6 当せん金支払開始日 平成19年9月19日
- 7 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	3,000,000円	10本
2等	100,000円	85本
3等	50,000円	835本
4等	3,000円	8,335本
5等	1,000円	66,150本
6等	200円	250,000本

8 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会告示第22号

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第7条第1項の規定に基づき、第1856回西日本宝くじの発売条件等を次のように定める。

平成19年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|---------------------|------------------------------|
| 1 名称 | 第1856回西日本宝くじ |
| 2 受託銀行等の名称
及び所在地 | 株式会社みずほ銀行
東京都千代田区内幸町1-1-5 |
| 3 発売総額及び通数 | 250,000,000円
10万通 25組 |
| 4 証票金額 | 1枚 100円 |
| 5 発売期間 | 平成19年9月27日から
平成19年10月3日まで |

6 抽せん日 平成19年10月5日

7 当せん金支払開始日 平成19年10月10日

8 当せん金の額及び当せんの数

等級	当せん金額	当せんの数
1等	10,000,000円	2本
1等の前後賞	500,000円	4本
1等の組違い賞	50,000円	48本
2等	1,000,000円	4本
3等	100,000円	25本
4等	10,000円	2,500本
5等	1,000円	25,000本
6等	100円	250,000本

9 注意事項

- (1) 受託銀行等から直接に購入した者若しくは当該購入者から贈与を受けた者又はこれらの者の相続人その他の一般承継人以外の者は、当せん金を受領することができない。
- (2) 証票は転売できない。

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------|--------------|
| 1 名称 | 第1857回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 600,000,000円 |

300万通

3	証 票 金 額	1 枚 200円
4	発 売 期 間	平成19年10月10日から 平成19年10月23日まで
5	当 せ ん 金 の 総 額	発売総額に対し 264,900,000円
6	売 り さ ば き 及 び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 53,687,340円
7	そ の 他 発 売 経 費	発売総額に対し 45,360,000円
8	受 託 申 請 期 限	平成19年7月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1	名 称	第1858回西日本宝くじ
2	発 売 総 額 及 び 通 数	250,000,000円 1組10万通 25組
3	証 票 金 額	1 枚 100円
4	発 売 期 間	平成19年10月11日から 平成19年10月17日まで
5	当 せ ん 金 の 総 額	発売総額に対し 107,400,000円
6	売 り さ ば き 及 び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 24,692,640円
7	そ の 他 発 売 経 費	発売総額に対し 19,425,000円
8	受 託 申 請 期 限	平成19年7月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1	名 称	第1859回西日本宝くじ
2	発 売 総 額 及 び 通 数	300,000,000円 1組10万通 30組
3	証 票 金 額	1 枚 100円
4	発 売 期 間	平成19年10月25日から 平成19年10月31日まで
5	当 せ ん 金 の 総 額	発売総額に対し 126,900,000円
6	売 り さ ば き 及 び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 29,389,290円
7	そ の 他 発 売 経 費	発売総額に対し 23,310,000円
8	受 託 申 請 期 限	平成19年7月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称	第1860回西日本宝くじ
2 発売総額及び通数	900,000,000円 1組10万通 45組
3 証 票 金 額	1 枚 200円
4 発 売 期 間	平成19年10月25日から 平成19年11月7日まで
5 当せん金の総額	発売総額に対し 399,800,000円
6 売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 78,188,040円
7 その他発売経費	発売総額に対し 47,160,000円
8 受託申請期限	平成19年7月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称	第1861回西日本宝くじ
2 発売総額及び通数	700,000,000円 350万通
3 証 票 金 額	1 枚 200円
4 発 売 期 間	平成19年11月7日から 平成19年11月20日まで
5 当せん金の総額	発売総額に対し 309,330,000円
6 売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 62,375,040円

7 その他発売経費	発売総額に対し 52,920,000円
8 受託申請期限	平成19年7月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名 称	第1862回西日本宝くじ
2 発売総額及び通数	250,000,000円 1組10万通 25組
3 証 票 金 額	1 枚 100円
4 発 売 期 間	平成19年11月8日から 平成19年11月14日まで
5 当せん金の総額	発売総額に対し 106,900,000円
6 売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 24,583,965円
7 その他発売経費	発売総額に対し 19,425,000円
8 受託申請期限	平成19年7月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本

・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において
西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名称	第1863回西日本宝くじ
2 発売総額及び通数	600,000,000円 300万通
3 証票金額	1枚 200円
4 発売期間	平成19年11月21日から 平成19年12月4日まで
5 当せん金の総額	発売総額に対し 265,020,000円
6 売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 53,557,560円
7 その他発売経費	発売総額に対し 45,360,000円
8 受託申請期限	平成19年7月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名称	第1864回西日本宝くじ
2 発売総額及び通数	300,000,000円 1組10万通 30組
3 証票金額	1枚 100円
4 発売期間	平成19年11月22日から 平成19年11月28日まで
5 当せん金の総額	発売総額に対し 124,900,000円

6 売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 29,468,040円
7 その他発売経費	発売総額に対し 23,310,000円
8 受託申請期限	平成19年7月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

1 名称	第1865回西日本宝くじ
2 発売総額及び通数	300,000,000円 150万通
3 証票金額	1枚 200円
4 発売期間	平成19年12月5日から 平成19年12月11日まで
5 当せん金の総額	発売総額に対し 131,991,000円
6 売りさばき及び 当せん金支払手数料	発売総額に対し 27,295,506円
7 その他発売経費	発売総額に対し 22,680,000円
8 受託申請期限	平成19年7月13日

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|--------------------------------|
| 1 名 称 | 第1866回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 800,000,000円
400万通 |
| 3 証 票 金 額 | 1 枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成19年12月12日から
平成19年12月25日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 353,320,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 71,497,860円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 60,480,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成19年7月13日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------|----------------------------|
| 1 名 称 | 第1867回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 250,000,000円
1組10万通 25組 |
| 3 証 票 金 額 | 1 枚 100円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成19年12月13日から |

平成19年12月19日まで

- | | |
|------------------------|----------------------|
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 105,400,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 24,613,365円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 19,425,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成19年7月13日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | |
|------------------------|------------------------------|
| 1 名 称 | 第1868回西日本宝くじ |
| 2 発売総額及び通数 | 1,400,000,000円
1組10万通 70組 |
| 3 証 票 金 額 | 1 枚 200円 |
| 4 発 売 期 間 | 平成19年12月22日から
平成20年1月9日まで |
| 5 当せん金の総額 | 発売総額に対し 619,800,000円 |
| 6 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 122,265,990円 |
| 7 その他発売経費 | 発売総額に対し 73,360,000円 |
| 8 受託申請期限 | 平成19年7月13日 |

西日本宝くじ事務協議会公告

当せん金付証票の発売に関し、当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第6条第

3項の規定により次のとおり公告するので、受託を希望する銀行等は所定の日までに申請されたい。

平成19年6月29日

鳥取・島根・岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛・高知・福岡・佐賀・長崎・熊本
・大分・宮崎・鹿児島・沖縄の各県知事及び北九州・福岡・広島の各市長の名において

西日本宝くじ事務協議会会長 福岡県知事 麻生 渡

- | | | |
|---|----------------------|-------------------------------|
| 1 | 名 称 | 第1869回西日本宝くじ |
| 2 | 発売総額及び通数 | 1,600,000,000円
800万通 |
| 3 | 証 票 金 額 | 1 枚 200円 |
| 4 | 発 売 期 間 | 平成19年12月26日から
平成20年1月15日まで |
| 5 | 当せん金の総額 | 発売総額に対し 705,340,000円 |
| 6 | 売りさばき及び
当せん金支払手数料 | 発売総額に対し 144,239,340円 |
| 7 | その他発売経費 | 発売総額に対し 120,960,000円 |
| 8 | 受託申請期限 | 平成19年7月13日 |